

増上寺学寮「無為窟」で学ぶ人びと

——近江国八幡正福寺・同国水口大徳寺・京樋口善導寺の結節点——

伊藤 真昭

はじめに

近世浄土宗の僧侶養成機関である増上寺には、学寮があり、修学僧（以下所化）はそこに所属した。学寮には寮坊主がいて、所化の指導にあたった。どの学寮に所属するかは任意であったと思われるが、所化を派遣した師僧の意向が大きく働いていたと思われる。

本稿はある一つの学寮を取り上げ、そこに集った所化たちの動向を史料に即して追跡しようとするものである。基本となる史料は三種類ある。一つめは地方寺院に残された史料である。ここでは近江国甲賀郡水口大徳寺の大徳寺文書⁽¹⁾をとりあげる。大徳寺は知恩院水口門中の触頭で、朱印寺院でもある甲賀の中心寺院である⁽²⁾。二つめは増上寺『入寺帳』である。『入寺帳』は増上寺で修学するために入寺した所化の入寺者名簿で、寛文九年（一六六九）から明治二十年（一八八七）までの二〇〇余年間のものが、途中欠本があるものの、破損甚大で開扉できないものも含め、近世分として三十三冊が現存している⁽³⁾。三つめは知恩院『日鑑』である。修学を終えた後、上方で活動す

る所化はその痕跡が『日鑑』に残るはずである。特に知恩院末である大徳寺の動向を探るためには不可欠の史料である。

増上寺における『入寺帳』研究としてまず取り上げなければならないのは、この研究に先鞭をつけた長谷川匡俊氏が最近上梓された『近世浄土宗・時宗檀林史の研究』⁽⁴⁾であろう。長谷川氏はこの書の「序」で増上寺『入寺帳』に関する研究史を整理している。詳しくはそちらに譲るとして、本稿との関連で取り上げるべきは、①長谷川氏「増上寺所蔵『入寺帳』と修学者数の動向」②梶井一暁氏「浄土宗関東檀林における修学僧の入寺・修学動向―増上寺『入寺帳』の分析から―」⁽⁵⁾、③阿川雅俊氏「増上寺入寺帳データベース」⁽⁶⁾である。①は入寺に関する基本的事項と約二万四千人に及ぶ入寺者の年月別のデータを一覧表にして提供してくれている。この研究によって、増上寺『入寺帳』の全体像の概略が把握できるようになった。②は現存する『入寺帳』を一〇年ごとに抽出してその傾向を分析したものである。分析は多岐にわたるが、本稿との関係でいえば、消帳内容を分析して、修学僧のその後にも言及しており、本稿の視角とも大いに関連する。③は長谷川氏が数字で提示した入寺者個人に関するデータをエクセルファイルの形式で提供してくれている。内容としては、入寺年月日、入寺時の資格、法名、出身(国名・所属寺院名・師僧名)・現寺院番号(現在浄土宗に所属する寺院に割り振られた番号)の五項目である。

『入寺帳』は未活字であるため、詳細を調査するには原本を閲覧するしかない。①・②の研究は数量的、概括的研究であったが、阿川氏の調査によって、より具体的な一人ひとりの人物像がおぼろげながらみえてきた。本稿執筆にあたり、原本調査を実施し、阿川氏の調査項目に加えて、付記された履歴、入った学寮主、似我弟子を受け入れた際の地位、挟み込まれた付箋など、書かれた文字は全て調査解読した。

本稿はそれらの研究を参照しながら、増上寺で学んだ個々の所化に光を当てて、彼らがどのように動き、そして

関係を結んでいたのかを、学寮という場に焦点を当てながら検討しようというものである。大島泰信師の『浄土宗史』でも学寮について述べられているが、学寮全体についての概説であり、著名な学僧についての説明である。しかし『入寺帳』には数多くの学寮主が所化の指導にあたっていたことが確認できる。文政二年（一八一九）に成立した撰門著『三縁山志』⁽⁸⁾には「法系伝由」の項目があり、こうした学寮の系譜が記されている。しかし学寮については管見の限りこれまで検討されたことはなかった。檀林には、『浄土宗史』に記されるような高僧も修学に来るが、それはほんの一握りで、ほとんどは無名のまま全国の寺院で民衆教化の最前線に立った。そうした人びとが学寮で培った人間関係が、その後どのように維持・展開されたのかを探ることも本稿のもう一つの目的である。

第一章 大徳寺所蔵琳問筆「法脈上人行状記」

第一節 無為窟の人びと

大徳寺に「法脈上人行状記」⁽⁹⁾と題する小冊子が残されている。作成日は文政三年（一八二〇）春、作者は「結城寿亀山貫主寮琳問」とあり、結城弘経寺四十五世寮誉琳問である。内容は周天・周益・天問の三人の事績と、その弟子について書かれたものである。書かれている人名の最後に作者の名前があることから、「法脈」というのは、琳問に連なる法脈をいうのである。

それではなぜ大徳寺にこの冊子があるのだろうか。それは周益の弟子、周恕（後に周堂と改名）が大徳寺第十二世住職であるからであろう。作者である琳問から関係する寺院に送られたものと思われる。

また次章で述べる「規約」と題される史料も大徳寺に残される。そこに名が記されている者のうち、周益・周

表①「法脈上人行状記」記載人名（下線は法系図にみえる所化）

	弟子
周天	周琳・周益・周瑞・周察
周益	周慈・周卓・周恕（周堂）・周問（天問）・周順・周然
天問	諦問・琳問（⇒作者）

卓・周恕・周察・天問・諦問が「法脈上人行状記」にも確認できる。したがってこの二つの史料は密接に関連していると考えられる。つまりこれらの史料は大徳寺に関する史料ではなく、周恕個人に関する史料だということになる。『三縁山志』によると、彼らが所属する「法脈」は「無為窟」と呼ばれ、「近年法類承伝し、他につたふ事なし」という¹⁰。その「法類」の法系図が次頁のように紹介されている。この法系図でも、周天・周益・天問・琳問と相承されているのが確認できる。

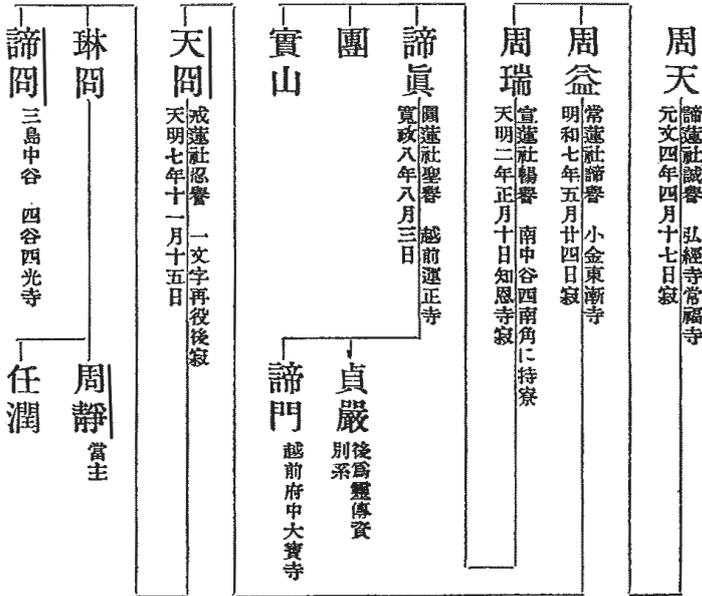
本稿では個々の事績ではなく、人間関係に重点を置いているので、この法系図に現れない所化も含めてどのような人びとが無為窟に集っていたのかをみていきたい。

まず、「法脈上人行状記」の全文を以下に示し、その上で表①の人びとがどのように記されているのか、適宜増上寺『入寺帳』を参照しながら詳しくみていこう。

（史料1） 「法脈上人行状記」

○上人周天、字不虛、号諦蓮社誠誉、曰称阿一実、不詳姓氏、京兆人也。投洛西鳥羽莊法伝寺某師而剃染、至東武縁山、諮道受業。元禄五壬申年（一六九二）十一月二十日従貞誉了也大僧正、受宗要五重伝、同八乙亥年霜月廿三日、随同大僧正也公而、稟承於宗戒両脈矣。学業漸進元禄十四巳年八月廿日 勅賜上人号、聴著香衣。正徳二壬辰年（一七一二）二月八日嗣法顕誉祐天大僧正布薩戒及宗承璽書。享保十一丙午年（一七二六）十一月再学誉問鑑大僧正賜瀉瓶璽書、学階昇進。同十六辛亥歲臘月廿三日奉 台命、瑞世下総結城弘経寺（俗寿五十七歳、法臘四十三夏）、建大法

無為窟法系図（『三縁山志』より）



※傍線部は正福寺出身者

幢へ入山初法幢算題法蔵発願、教誘徒衆、蓋望本願果号行化、則為使普灑法雨、潤頑石之徒也。先住へ旃
 譽廓俊上人、後移天徳寺、雖建報恩蔵塔、未能入経本、故師慕縁四方、而入明本百四十五帙余経。茲称供養
 限四十八日夜、随縁説法。解義勸化舌端不乏。弁涌如泉。聞者清耳。仍聴徒如稻麻竹葦焉。有檀施黄金百員
 余。皆悉為経本贖此事、詳彼山史記也。受業弟子数輩、就中周琳・周益・周瑞・周察、皆為当時人へ最譽周
 琳上人宝曆七丑年（一七五七）七月奉 台命、任結城弘経寺。明和元申年（一七六四）十月移転誓願寺。明
 和七寅歳五月十五日寂。○諦譽周益上人者、明和三戌歳（一七六六）四月二十六日蒙 鈞命、瑞世小金東漸
 寺。同八卯歳五月二十四日寂。○暢譽周瑞上人、明和四亥年（一
 七六七）某月奉 嚴命、任東都幡随院。同某年某月董京都知恩寺。
 天明二寅年（一七八二）正月十日寂。迎譽周察上人任職江州八幡
 正福寺。明和四亥年正月十四日示寂。元文三戌午年（一七三
 八）十二月二十日再蒙 公命、移転水府常福蘭若。此山為三十八
 主。賜紫方袍。同四己未歳正月受尊誉了般大僧正弘通規格伝法之
 璽印矣。新撰往生伝四巻載師曰、「一旦侵疾、侍者勞給事、読軍
 史、以消睡眠、師亦聴之、以染意、為妨往生業、更令読宗祖大師
 伝・文語灯・向阿公三部鈔、以策進心行、西帰日使門弟誦阿阿弥
 陀経、自掐念珠、称宝号、特高声四五遍、低頭合掌、如睡而化、
 諸弟未知命終、経畢近視支体已冷、火浴多得舍利塔於本寺焉」。
 元文四乙未年四月十七日入寂へ寿六十五、臘五十一。水藩諸士

増上寺学寮「無為窟」で学ぶ人びと

隣師暫住遺弟困窮、投捨黄金五十員。而僅弁葬儀後、随徒離山畢。詳此事彼山古史也。明和六丑年（一七六九）冬、師之牌塔為供養糧、遺弟附彼山黄金五十員（金十五兩最譽周琳、金廿兩諦譽周益、十五兩暢譽周瑞）。明和八卯年丁師三十三回諱日、同三月小金東漸寺諦譽周益命駕就謁彼山上人墓、金五兩寄附近隣額田引接寺。是師墓処依有向山（弁譽長巖・誠譽周天兩上人之塔有此山、其外歷代上人塔有瓜連山中）、為掃除料喜捨者也。文化十三子年（一八一六）五月、結城弘經寺察譽琳問為師法系曾孫故、以恩謝謁參彼墓。又親閱寺古録。謹識。

○上人周益、字堪光、号常蓮社諦譽忍阿。又曰調真。未詳氏族。但馬州下浜之人。入州村岡巖淨寺智門之室、剪髮緇服（始名智存、後改周益）。道心甚深、十八歲之時（享保十一年年（一七二六）六月六日）登東都綠山、師事周天寮主。修学志厚、探索教義。享保十三戊申年十一月從学誉問鑑大僧正受五重秘伝。同十六辛酉年臘月廿三日師範周天上人奉 台命、瑞世下総結城弘經寺。仍而随從彼山。同十七年壬子年十一月二十三日随伝灯師誠誉天公、稟承於宗戒兩脈。元文三戊午年（一七三八）三月二十六日 勅賜上人号、聽著香衣、天公住寿龜山八箇年、元文三戊午歲臘月廿日再蒙 鈞命、移転水府常福寺。翌四己未年四月十七日入寂。然累歲侍左右不離座下、歷從寿龜・草地兩山。師為幹事、称其恭孝矣。後於綠山新溪、為寮主教諭幼学社衆常一百員余。延享二乙丑年（一七四五）中羅他火、而後破自慳囊、一新舍宇。宝曆四甲戌年（一七五四）二月嗣成誉大玄大僧正、宗門奥旨及布薩戒。而受指授璽書焉。誠誉故上人在住寿龜山日、雖經藏既成、經本未全備。仍宝曆年間（一七五一～一七六四）遺弟（周益・周瑞・周察等）追補而寄彼山。蚩雪相積、解行已備。明和三丙戌年（一七六六）四月廿六日奉 公命、瑞世下総州小金東漸寺（俗寿五十八才、法臘四十一夏）。同年五月就妙誉定月大僧正、受弘道規格稟承璽印、建大法幢（入山初法則淨業正因）。教誘学徒在住日、諸堂宇

破損加修治、於是州民從化、資土木費、隨緣說法無疲倦色、緇素靡其風德、寺職中三時勤行無怠慢、日別果号勇猛精進、道根倍深信苗弥榮也矣。明和八卯年（一七七二）初夏頃發眼疾、鄙境不得其良医故、同五月二十三日東武緣山中天光院為療養場。翌日良医何某調藥畢退。煎藥未服報緣將尽、端座合掌、唱仏号而如睡寂（俗寿六十三歲、法臘四十六夏）。歸葬遺体於法山、而建塔焉。受業群輩、就中周慈（三緣山於新溪師之跡、主学社、後至産国示寂）・周卓（同山三中谷主社頭、後京都樋口住善導寺、而為本山六役、又後移転安土浄嚴院入寂）・周恕後改名周堂（安永六酉（一七七七）之春依剃度師疾故、無已還于江州水口、住大徳寺存于今）・周問後改称天問（於縁山三中谷周卓跡、主社頭勤学班、至一字班再講、而世寿四十一歲、法臘廿九夏而歸寂）・周順（於天問学社往生畢）・周然（住相州網代湊某寺、後滅）。安永六丁酉年春、仏法山（東漸寺）為師諦誉之塔牌供養糧、黄金五十員自遺弟喜捨之。天明八戊申歲（一七八八）三月為法山門前農民扶助、兼為墓掃除寄黄金拾円焉。時文政三年（一八二〇）歲次庚辰月建壬午日在己卯、丁五十回忌辰、慎以茶□之奠、敬祭。故上人諦誉周益大和尚之靈。予也雖不親列弟子之末、受其資天問遺囑苟為履義、而形賢。今年鐫故上人行狀、聊伸薄祭、且附法脈之後輩云爾。

○上人天問、字勤精、号戒蓮社忍誉進阿、又云源道、未知族。江州神崎郡森邑之人也。至州八幡投正福寺迎誉周察上人、剃染受戒（始名周問、後改天問）。就聞浄教行道。宝曆九己卯年（一七五九）八月入東都縁山。師事社頭周益。貫練真宗教相行儀及学解論義。同十一辛巳歲霜月稟承妙誉定月大僧正宗家五重秘蘊。明和三年（一七六六）四月二十六日奉台命、出世師範益公小金東漸寺、因而隨從彼山。同年霜月隨伝灯諦誉益公、受宗戒兩脈、薰陶琢磨黽勉不已。於宗要有不審、則隨問隨解而不離座下。同辛卯年（一七七二）二月十一日被服香衣、上禁殿、賜称号上人之勅命、同年五月弁師益公之入寂葬儀。畢而還縁山南溪聖道社（出

世結城弘経寺、歴浄華院・伝通院・花頂山凡四大刹、寂居。安永年間（一七七二〜一七八一）於是遊学於西京・南都也。講筵之舒処・英傑之会所莫不参謁而語詢也。討論諸部通覽群籍。安永六丁酉年（一七七七）秋還于芝山、而三中溪主於学社、教誨幼学之徒、令貫練学解論議。同八己亥年秋進扇班、以席次開講選撰集。同九庚子年冬便誉大僧正伝授布薩戒及宗承璽書。天明元辛丑年（一七八一）六月（世寿三十七歳、法臘二十三夏）列一字班。同六丙午年夏秋中及寮古大破、以自外護財、新再建一字。同七丁未年五月再由順次、講華嚴五教章矣。同年秋遭病服医薬、歴月自知不起、十月二十五日集社衆及親資（諦問・琳問）、於病床告曰、報尽期近、為願業障消滅臨終正念、每日初夜会衆等病床、命修本願果号百万遍、随而日別不懈。如斯故、没後之遺事当知十一月十日鷄鳴尅、命看疾者始行臨終儀念仏。良久病間、発言雖為由発願文意如入禅定、未全其終期。従之看疾衆等無怠慢於病席微音念仏矣。十五日未明師従容曰、我以今日尅、果一大事因縁当知、汝等知死期、日七々四々。又命為盥漱而後著布涅漿衣、向仏像合掌交手、与諸徒俱念仏、其夜亥剋泯然而寂。天明七丁未年十一月十五日（寿四十一歳、法臘二十九夏）※へは割書を示す。

第二節「法脈上人」について

次に史料一で述べられている人びとについてわかることをみていこう。まず三人の「法脈上人」について述べていく。

①周天

「法脈上人行状記」によると、周天は京下鳥羽法伝寺で剃髪し、増上寺に入寺した後、元禄五年（一六九二）十一月二十日に五重、同八年十一月二十三日宗戒両脈、同十四年八月二十日拝論、正徳二年（一七一二）二月八日布

薩戒・璽書、享保十一年（一七二六）十一月瀉瓶璽書、同十六年十一月二十三日結城弘経寺に晋山するという経歴であることが記されている。晋山した際は五十七歳、法暦四十三年というから、入寺は元禄二年（一六八九）、十五歳の時となる。『入寺帳』をみると元禄二年一月十一日に下鳥羽法伝寺から十五歳で入寺した「秀天」がみえるので、これであろう。『入寺帳』によると、後に周天が結城弘経寺に移るに際し、京音・周益・周瑞・周察の五人が隨身している。

周天の結城弘経寺在任中の事績としては、旃誉廓俊が享保十一年に建立した経蔵に明版大蔵経を納入するため、四十八日の勸化説法で得た百両余を全て投入したことが挙げられている。その後元文三年（一七三八）十二月二十日には常福寺に移り、同四年（一七三九）四月十七日亡くなった。六十五歳であった。

周天死後、隨身・追隨身ら九人が増上寺に戻るが、このうち八人が忍瑞の学寮に入っている。なぜ忍瑞なのか、忍瑞と周天はどういう関係なのかは今後の課題である。

周天の弟子、周琳・周益・周瑞の三人は、明和六年（一七六九）冬、周天の供養料として、常福寺に五十両を納入したり、小金東漸寺に入っていた周益が、周天三十三回忌に墓の掃除料として、その隣接地にある引接寺に五両を寄付している。

②周益

周天の後を引き継いだ周益は、「法脈上人行状記」では、但馬国下浜の生まれで、同国村岡厳浄寺智円のもとで剃髪し、はじめは智存と称した。享保十一年（一七二六）六月、十八歳で増上寺に入り、周天の学寮で勉学に励んだ。同十三年十一月五重、同十六年十二月に周天が結城弘経寺に入るのに隨身し、同十七年十一月、周天から宗戒両脈を授けられ、さらに元文三年（一七三八）三月に拝論している。そして周天が亡くなるまでその側につき従っ

ていた。その後増上寺に戻り、新谷で寮主となり、百人以上の後進の育成にあたった。

『入寺帳』によると、周益は享保十一年（一七二六）六月五日に入寺した後、同十七年正月十五日に周天に隨身して結城弘経寺に移った。周天亡き後は増上寺に戻り、学寮を構え後進の指導をするが、『入寺帳』では六十八人の新入寺者が確認できる。そのうち直弟は周音・周卓・周廓・周然の四人で、似我弟子は八人を数える。

似我弟子入寺時の周益の立場をみると、宝暦七年（一七五七）谷頭役、同十年大衆頭、同十一年月行事、同年十一月下読法門扱、明和元年（一七六四）五人已上、同二年十一月二臈席、同年十二月学頭職へと階梯を昇っていることがわかる。

そして周益は明和三年（一七六六）五月四日に隨身二十二人を引き連れて檀林東漸寺に入る。そのうち周益の学寮で学んでいた所化は十九人で、三人は別の学寮であった。その後九人が追隨身している。隨身した直弟は周卓・周廓・周然の三人で、周音は「明和二酉六月十一日病身故学席難勤消帳」とあるように、「病身」のためすでに増上寺を離れていた。このことは「法脈上人行状記」の内容とも符合する。

周益は、明和八年（一七七二）五月二十四日、療養していた増上寺山内天光院で亡くなる。法臈四十六年、六十歳であった。このことから入寺時の年齢は十八歳となり、これも「法脈上人行状記」と合致する。

周益亡き後、隨身十人が増上寺に入るが、七人が帰山、三人が他山であった。このうち八人は学業の学寮に入っているが、その理由はわからない。

安永六年（一七七七）春、弟子たちは周益の供養のため、東漸寺に五十両を寄進し、天明八年（一七八八）三月には、門前農民に周益の墓掃除をもらうため十両を寄進した。これは周天のために周益らが常福寺に寄進した先例を踏襲していた。

③天岡

「法脈上人行状記」によると、天岡は近江出身で、八幡正福寺の迎誉周察のもとで剃髪し、宝暦九年（一七五九）八月、増上寺に入寺して、周益の学寮に入った。その理由は周察と周益は同じ周天の門下であった関係である。

しかし『入寺帳』では、宝暦九年の入寺とはなっていない。宝暦五年十一月二十二日、増上寺山内月界院勸成弟子として、十五歳で伝流という名前で増上寺に入寺しているのである。これは増上寺『入寺帳』七冊目に記載されているが、現在八冊目には次のように書かれた付箋が貼られている。「明和三戌年（一七六六）五月四日東漸寺周益和尚江隨身。於彼山直弟改名。四年下沈。周恕次座ニ被定。然ニ当卯（一七七二）七月二日帰山之処、四年下沈之僧故十三年上席ニ座割有之。依之師命難立段、依願同部同年周恕下江下沈御免。委如明和八卯年九月廿二日日鑑。月番曇竜（印）。安永六酉年（一七七七）五月十三日以思召天岡与改名御免。月番鸞山（印）。天明七未（一七八七）十一月廿四日命終消帳。月番典海（印）」。

この付箋が貼られているのは、周恕のすぐ後ろである。この付箋にあるように、伝流が周益の隨身中に直弟となり伝流から周岡に改名したことで、四年下沈して周恕の次に下がってきたことを付箋の位置は示している。つまり実際の入寺は宝暦五年だが、四年遅れたこと（「下沈」）で宝暦九年入寺とキャリアが四年短くなったのである。また伝流は『入寺帳』では山内寺院の弟子として入寺しているが、実際には近江国八幡正福寺の出身であることから、山内寺院や増上寺所化の弟子として入寺している事例の場合、実際の出身は入寺帳からはわからないことになる。

天岡は宝暦十一年（一七六一）十一月に五重を受け、明和三年（一七六六）四月師匠の周益が東漸寺に入るとそれに随った。同年十一月には周益から宗戒両脈を授けられ、同八年二月に拝論した。同年五月に周益が亡くなると、

増上寺に戻り、南谷の聖道の学寮に寄宿した。聖道も天問と同じく正福寺出身者だったことによる。

さらに「法脈上人行状記」では、天問を「於縁山三中谷周卓跡、主社頭勤学班、至一字班再講、而世寿四十一歳、法臘廿九夏而帰寂」と説明している。三島中谷にあった周卓の学寮を引き継いだということだが、『入寺帳』でこれを確認してみると、後述するように安永七年十月に周卓が増上寺を去った後、同年十一月以降、天問は天明七年五月まで学寮主として三十五人の新入寺者を引き受けている。

そして天問は同年十一月十五日に亡くなり、『入寺帳』では先述のように十一月二十四日に消帳されている。「法臘廿九」とあるが、実際には四年下沈しているので、三十三年となる。そうすると四十一歳という没年齢が正しいとすれば、実際の入寺年齢は九歳となる。推測の域を脱しないが、通常では九歳の入寺は認められないので、山内寺院の弟子として入寺させたのではないだろうか。

第三節 弟子たちについて

1 周天の弟子 周琳・周瑞・周察

ここでは三人の「法脈上人」それぞれの弟子についてみていく。「法脈上人行状記」では、まず周天の弟子として周琳・周益・周瑞・周察の名を挙げている。周益と周瑞は法系図にも名前があるが、他の二人はその名がみえない。

①周琳

周琳は「法脈上人行状記」によると、宝曆七年（一七五七）七月に檀林結城弘経寺に入り、明和元年（一七六四）十月に誓願寺に移転し、同七年五月に亡くなった。『入寺帳』によると、周琳は享保三年（一七一八）十一月

「無為窟蔵」印書籍

	書名	現所蔵者
1	科註仏説無量寿経・科註仏説観無量寿経・ 科註仏説阿弥陀経	九州大学中央図書館
2	当麻曼陀羅述奨記	国立国会図書館
3	七十五法名目	佛教大学附属図書館
4	天台四教集解標指鈔条目 「周琳蔵」印あり	佛教大学附属図書館
5	天台四教集解標指鈔 「周琳蔵」印あり	佛教大学附属図書館
6	華嚴経搜玄記	身延山大学図書館
7	華嚴遊心法界記	佛教大学附属図書館
8	四部録	国文学研究資料館

増上寺学寮「無為窟」で学ぶ人びと

一日鴻巣勝願寺に武蔵国埼玉郡清久村灯明寺還誉潮雲の弟子として入寺した。入寺当初は本英という名前だったが、元文四末（一七三九）二月、瓜連常福寺へ他山した際、周琳と改名した。そのときの住職が周天だった。周天は同年四月に亡くなってしまいが、周琳はそのまま常福寺に残り、次の鸞宿に仕えた。どういう経緯で勝願寺から常福寺へ周琳が移ったのかはわからない。周天から「周」の一字をもらって改名しているので、おそらく周天の直弟になったと思われる。周琳は後に檀林住職になったために周天の主要な弟子に数えられているが、二人が同じ寺にいたのはわずか二ヶ月ほどであった。

寛保四年（一七四四）二月増上寺に他山した周琳は、延享三年（一七四六）以降寮坊主として十一人の新入寺者を迎えていることが確認できる。そして似我弟子入寺者を受け入れる周琳の立場をみると、延享三年（一七四六）に一文字、宝暦四年（一七五四）に五人以上、同七年）六月に二臈席・下読法門扱へと階梯を昇ったことがわかる。同年八月四日に伴頭から結城弘経寺に入った。それには十人の所化が隨身し、後に七人が追隨身した。明和元年（一七六四）に弘経寺から誓願寺に移り、同七年そこで亡く

なった。

周琳死後、彼に随っていた所化のうち十五人が帰山・他山したが、入った学寮は忠巖に六人、周益に五人、周瑞に三人、周為に一人と分散している。

ちなみに現在佛敎大学附属図書館には「周琳蔵書」「無為窟蔵」の蔵書印が捺された「天台四敎集解標指鈔條目」、「天台四敎集解標指鈔」が架蔵されており、彼が天台敎学を学んでいたことがわかる。

②周瑞

周瑞は『入寺帳』によると、享保十二年（一七二七）五月二十六日増上寺に入寺するが、この年の『入寺帳』が現存しないため出身寺院はわからない。「元文四末年（一七三九）五月十九日（ママ）」に常福寺へ入る周天に随身し、同年の周天の死後、五月八日に増上寺に帰山した。延享五年（一七四八）以降学寮主としての活動が確認でき、明和三年（一七六六）まで四十六人の新入寺者を受け入れている。

似我弟子入寺者を受け入れる周瑞の立場をみると、宝曆四年（一七五四）一文字、同九年谷頭役、同十一年谷頭役、同十二年月行事・下読法門、明和二年（一七六五）五人以上、明和三年二臈席・学頭となっている。そして明和三年十月に幡随院に晋山した際には十六人が随身として彼に随い、その後六人が追隨身している。周瑞が知恩寺に移った明和七年には、彼に随っていた十四人が帰山、二人が他山として増上寺に入っている。そのうち十二人が仁城の学寮に入ったが、その理由ははっきりとはわからない。

③周察

周察は、享保十五年（一七三〇）九月六日増上寺に入寺した。この年の『入寺帳』が現存しないため出身寺院はわからない。同十七年、周益等とともに周天に随って常福寺に移った後、元文四年（一七三九）周天の死後増上寺

に戻った。その後知恩院『日鑑』には、寛延二年（一七四九）六月十日に近江国八幡正福寺住職に任命される記事があるが、その間の足取りはわからない。周察は宝暦五年（一七五五）と同十一年に各二人増上寺に弟子を入寺させている。『日鑑』では明和元年（一七六四）五月二十六日に住職を辞任し、「法脈上人行状記」には明和四年（一七六七）一月十四日に亡くなったとある。周天が亡くなった後、明和六年冬、周察以外の三人が常福寺に位牌と供養料を寄進しているが、それは周察がすでに亡くなっていたからである。

2 周益の弟子 周慈・周卓・周恕・周順・周然

周益の主な弟子としては、「法脈上人行状記」によると、新谷の学寮を引き継いだ周慈がいる。周慈の後に三島中谷に学寮を移転した周卓は、京都で善導寺住職となり、最後は安土浄厳院住職となっている。後に周堂と改名した周恕は、出身の大徳寺住職を継いだ。周問は後に天問と改め、周卓の後に学寮を引き継ぎ、一文字席までいったが、四十一歳で亡くなった。その他に周順や周然がいる。

①周慈

周慈は宝暦五年（一七五五）一月十一日近江国八幡正福寺迎誉周察の弟子として十五歳で増上寺に入寺した。寮坊主は、周察の兄弟子、周益であった。その後明和三年（一七六六）東漸寺に入った周益に隨身し、同八年増上寺に戻った。安永二年（一七七三）には寮坊主として所化の育成にあたっていることが確認できる。『入寺帳』では周益の直弟になったという記載はないが、ここでその名が挙がっているため、どこかの時点で直弟になったようだ。学寮の場所は「法脈上人行状記」に「於新溪師之跡」とあるので、周慈が周益の後継者であったようだ。しかし翌三年（一七七四）八月五日に病身のため消帳されている。「法脈上人行状記」に「至産国示寂」とあるため、療養のため近江国に戻り、そこで亡くなったようだ。

②周卓

周卓は、宝暦六年（一七五六）閏十一月二十五日に周益の弟子として十五歳で増上寺に入寺した。当初の名前は周珂であった。周慈とともに、東漸寺に隨身し増上寺に戻ったが、その間に周卓と改名している。安永二年（一七七三）には寮坊主としての活動が確認できる。周慈とは時期が重なっているし、場所は「法脈上人行状記」に「三中谷」、つまり三嶋中谷であったように、周慈とは別に学寮を構えたようだ。ここでは安永六年までに十三人の所化を受け入れているが、同七年十月には聖道に隨身して結城弘経寺に移っている。その後の足取りはわからないが、知恩院『日鑑』では天明四年（一七八四）に京都二条樋口善導寺の住職をし、「法脈上人行状記」では、その後安土浄厳院住職になったとある。

③周恕（周堂）

周恕は、先述のように、宝暦九年（一七五九）一月十一日、近江国水口大徳寺嘆誉義鳳の弟子として十五歳で増上寺に入寺し、義鳳同様周益の学寮に入った。そのときの名は義桐であった。周慈・周卓とともに東漸寺に隨身した後増上寺に戻るが、その間義桐から周恕に改名している（大徳寺に戻った後さらに周堂と改名）。そして「法脈上人行状記」には「安永六西（一七七七）之春依剃度師疾故、無已還于江州水口」ったとある。周堂が大徳寺で作成した「大徳寺由来開基歴代伝記」によると、義鳳が安永六年十月八日に隠居し、周堂が十一月九日に住職に任命されたとあり、これと符合する。このとき彼は「法臈十九年、世寿廿九才」だと自身で書いている。そうすると入寺時の年齢は十一歳となる。規定では十五歳以上でないと入寺できなかったもので、四歳の年齢詐称であった。

ところで、知恩院が所蔵する「諸寺院弟子御目見」という史料には、安永六年三月二十二日の「江州水口大徳寺嘆誉義鳳直弟明誉周恕権上人初御目見」の記事がある。増上寺から「春」に大徳寺に戻り、すぐ御目見を済ました

ようだ。この史料によると入寺後三年の宝暦十二年十二月に五重、明和二年十一月に宗脈、同八年二月十日に拝綸となつている。この時点での寮坊主は周卓であった。

④周順

周順は、『入寺帳』によると、明和二年（一七六五）五月九日、筑前国住吉妙円寺寮誉慈門の弟子であったが、「周益五人以上似我入寺」として十五歳で周益の学寮に入った。入寺時は門超という名であったが、周慈・周卓・周恕・周問とともに東漸寺に隨身中に周順と改名している。増上寺に戻った後は安永八年（一七七九）十月二十一日に往生したとして消帳されている。「法脈上人行状記」には「於天問学社往生畢」とあるので増上寺に戻った後は周卓・天問の学寮に入ったようだ。

⑤周然

周然は、『入寺帳』によると、明和三年四月十六日、周益の弟子として十五歳で増上寺に入寺した。周慈・周卓・周恕・周問・周順とともに東漸寺に隨身しているが、増上寺に戻った後、安永八年（一七七九）三月十一日に「国元成就」として消帳されている。「法脈上人行状記」には「住相州網代湊某寺、後滅」とあるので、国元は相模国であったようだ。

3 天問の弟子 諦問・琳問

①諦問

諦問は、『入寺帳』によると、安永四年（一七七五）十一月、近江国八幡正福寺静誉周弁の弟子であるが、指南である霊伝の「当未成年寮主職似我弟子」として十六歳で増上寺に入寺した。当初の名前は周学であった。寮坊主は周瑞の弟子、諦真であった。その後天明二年（一七八二）二月十一日に「寮主天問」の直弟となり、諦問と改名し、

三年の下沈となった。入寺時の寮坊主諦真は、安永七年十二月二十五日、越前運正寺に入寺している。その際に寮坊主が諦真から同じ周天門下である天問寮に移ったのであろう。その後諦問は寛政四年（一七九二）二月から享和二年（一八〇二）十一月まで寮坊主としての活動が『入寺帳』で確認できるが、次章で述べるように、天明八年時点で「諦問寮」を構えていたので、天問死後に学寮を引き継いだのであろう。寛政七年礼讃部頭、寛政九年一文字と階梯を昇っている。そして享和二年十二月十五日四谷西迎寺に成就したとして消帳されている。

② 琳問

琳問は、天明二年（一七八二）七月十一日、天問の弟子として十五歳で増上寺に入寺した。出身寺院はわからない。入寺当初は天琳であったが、寛政二年（一七九〇）に琳問と改名している。現在正福寺には「弟子天琳」が施主となった天問の位牌が残されている。施入時期は不明であるが、改名以前である。天問と同じ正福寺出身の諦問ではなく、琳問の施入であることから、琳問と正福寺の関係も深いものであったことが想定される。

琳問も諦問同様、寛政四年から同十年まで寮坊主としての活動が、同十三年から享和三年（一八〇三）までは指南としての活動が確認できる。明和五年（一七六八）には一文字、天明元年論部頭役、天明六年谷頭役へと昇っていることが似我弟子入寺受け入れの際の立場からわかる。そして文化十一年（一八一四）六月二十二日に結城弘経寺へ出世した。文政三年（一八二〇）春、「法脈上人行状記」を執筆した。この年は明和八年に亡くなった周益の五十回忌で、前年は天問の三十三回忌であった。

小括

周天は後継者のうち、法系図に記載される周益と周瑞の二人に加えて、周琳の三人の檀林住職者を育成した。周琳がなぜ法系図に記載されないのかは不明であるが、わずかの期間しか周天との接点がなかったということと、弟子の中から学寮を構える人物でなかったからかもしれない。

周天の法系から学寮を構えた人物は、周瑞（南中谷）―諦真（？）、周益（新溪）―周慈（新溪）、周卓（三島中谷）―天冏（三島中谷）―諦冏（三島中谷）、琳冏（南中谷？）となる。周天の後、周益と周瑞は別々に学寮を構えている。周瑞の後を継いだ諦真は越前運正寺の住職として赴任したので、その学寮は途絶えてしまったようだ。一方周益の学寮を継いだ周慈は途中病気になり、別に学寮を構えていた周卓がそれを吸収したと思われる。そしてそれを引き継いだ天冏が亡くなった跡は、諦冏が引き継いだ。諦冏の弟子である琳冏も別に学寮を構えた。その場所は、『三縁山志』に記載されてる、琳冏を引き継いだ学静の学寮があった「南中谷南側西より三軒目」であろう。

おなじ「法脈」でも主要な弟子を引き連れて檀林に移っていくと、残された弟子は学寮を変更することになるし、師匠が亡くなって増上寺に帰山した際にもどこかの学寮に所属しなければならぬ。彼らがどの学寮に所属したかは『入寺帳』から判明するが、なぜそこなのかは今後の課題である。

また師匠の供養のための寄附を弟子たちが共同でしていることを示す記述があった。こうしたことは他の学寮でもあったと思われるが、大徳寺にはそうした「法脈上人」の供養のありかたを示す史料が残されているので、次に

それを検討していこう。

第二章 大徳寺所蔵「規約」

第一節 「規約」の全文紹介

大徳寺には「規約」⁽¹⁾と題する次のような史料も残されている。作成日は天明八年（一七八八）五月、作成者は「京樋口善導寺諦誉上人（周益）弟子周卓（印）」、「江州水口大徳寺同周恕（印）」、「江州八幡正福寺迎誉周察弟子周弁（印）」、「縁山三嶋中谷忍誉天岡弟子諦問」、「諦問寮天琳」の五人だが、諦問と天琳には印がない。また本文も訂正した痕跡があるので、作成途中のものである可能性もある。実際に発効したものかはわからないが、少なくとも印を捺している三人の間では合意できた内容である。その内容はどのようなものであろうか。次に少々長いが、重要な史料なので全文翻刻引用する。

（史料2）「規約」

規約

先師忍阿上人（諦誉周益）、弟子等に懇囑していはく、夫れ王法と仏法とハ、車の両輪、鳥の両翼のことし。故に維摩経にハ不壞世諦建立第一義と説たまへり。彼雪山童子ハ為半偈全身を羅刹に投じ、常啼菩薩ハ一句の聞法に肝を割く。先聖既に如斯□□なんそまなハさらん。しかなりといへとも、当今澆李の人ハ下根軟弱なり。しかあれハ西行法師の詠に、世をすて、身ハなきものとおもへとも、雪の降夜ハさむくこそあれ、すへからく外護の淨財を仮て、宗門の安心起行を専にし、学業自他三学処を成就すへし。

①一縁山学席ニ而、誠誉周天上人・諦誉周益上人御位牌所相定、調真室（先師上人勸学所と号）と称し、則両上人御位牌并誠誉周天上人法脈師僧・父母等各靈及忍誉天問靈牌立置之。永年可有御供養相統候。尤両上人伝持之聖教、如別目錄三拾六函半・聖教櫃八函（都而桐箱なり）、暨相伝口決書・御綸脈・法服等桐箱入、如別目錄附添候。護持之人者御法孫持寮之僧可為上座候。若故障有之候節者、臨時相談可有之事。

附 惣而相談之儀者法券（卷）談之。御法類方之預御沙汰、聊不可有自分勝手候。勿論不法之筋者可為法金事。

②一御法孫繁栄檀林学席相統之事、別而忍誉天問生涯之願望、臨末之遺言候。両上人（周天・周益）等親近縁之次第を以、法器之仁選之、熟談之上可相定。資糧財之儀者、天問遺財位牌附金千四百七拾両（如別帳年賦・月賦・休息金共）、縁山中御位牌所相統金与治定之。則別規定之通無異儀、年々金元利倍增、学席御法孫繁栄和合相統可有之候。勿論右根本財者、先師諦誉（周益）上人御遺財ニ候故、且為師恩報謝、且為檀林報謝也。冀ハ律苑如無尽財順理ニ執行之、世福増長永代不朽之方便第一ニ候事。

③一右御位牌所金、年々令元利増補、規則相定、諸侯方江御預ケ可申候。勿論寺社・町人等江貸附并御法脈之僧徒拝借、堅無用之事。

但 慥成引次金有之候者、定式之利足を以、当座操合之拝借者可為臨時之沙汰候。

④一京樋口善導寺讚誉周卓護持之御位牌等、彼寺江相納之候。法脈之僧永年御供養相統、且誠誉故上人御両親（本室道有信士・光岳寿清信女）京極大雲院中御墓所毎月參詣可有之事。

右之訊 諦誉（周益）上人御在生之間、弟子之内壺人者令京地居住、故上人御両親之墓所參詣僧となし、永世無縁ニ不相成様との思召候。尤大雲院塔頭信養院靈牌前供養料者御在山之節被附置之候。

⑤一江州水口大徳寺明誉周恕護持之位牌等彼寺江相納候。法脈之僧永年可有御供養相統事。

右之訊 御嫡弟宣誉周音病身二付、大徳寺一代嘆誉義鳳在寮之節、始終御嫡弟之御盟約有之候処、法系之

断絶二付、無拋彼寺江住務。勿論暫住務約之処、無余儀子細有之永住。且明誉周恕剃度之地二候。

依之御在生之間、重因縁之寺とて厚く御引立思召候。因二先年誠誉故上人永代御供養料金五拾兩

水戸常福寺江御寄附有之候。但シ金拾五兩宛最誉（周琳）上人・暢誉（周瑞）上人御施主金、忒

拾兩宛先師上人御施主也。右二準例仕、周恕病身二付、大徳寺成就之砌、御遺金百兩拝受之内、

金五拾兩小金東漸寺江相納之。永代御供養料寄付畢。則公儀上納二相成有之。且兩御墓所永掃除

料牌所二寄付有之候。

⑥一江州八幡正福寺者、先師上人御法弟迎誉周察和尚永住務、則其法系相統、且忍誉天岡剃度之地、旁因縁之寺二候得者、共談之上御位牌等相納之候。彼寺法脈之僧永年可有御供養相統事。将又天岡遺財と別寄附有之候。

⑦一縁山学席御位牌所及右三箇寺者御因縁之寺二候得者、後來仮令無縁之仁住務候共、相互ニ法類之盟約を諾し、弟子令縁山掛錫、法器之仁有之候者、熟談之上御法脈学席相統有之候。若法類之盟約望無之代者、相談之上御位牌等外江相移し可申事。

附 誠誉故上人御剃度之地城州下鳥羽法伝寺、諦誉上人御剃度之地但州村岡嚴浄寺、右忒ケ所江者、永御供養料金相添牌納畢。当今法系譜無之、併御因縁之地故、弟子衆之掛錫有之候者可有其心得候。

⑧一金五百兩、前文四箇所安置之御位牌等、永代供養相統料増上寺御役所永御預ケ上納畢。但シ金四百兩者諦誉上人御遺財金、百兩者天岡遺財二候事。

⑨一右増上寺御役所永御預ケ元金五百兩御作法通之利足、每歲盆暮兩度ニ縁山中御位牌護持之僧江御渡被下候極也。勿論當時者元金百兩ニ付、年八朱之利足ニ而、都合金四拾兩宛毎年御下ケ被下候事。

此分配如左。

一金五千匹 縁山中御位牌所調真室江御供養料

一金三千匹 京樋口善導寺江御位牌等御供養料

一金三千匹 江州水口大徳寺江御位牌等御供養料

一金千匹 江州八幡正福寺江御位牌等御供養料

一金百匹

右者六月・十二月瓜連御宿坊迄金五拾疋宛誠誉周天上人盆供料・正月供料可贈呈之候。

一金百匹

右者六月・十二月小金御宿坊迄金五拾疋宛諦誉周益上人盆供料・正月供料可贈呈之候。

一金三兩

右者調真室同庵在衆中江為御回顧料、毎月朔日金百疋宛可有分施候。尤閏月之年者其分積金も可

出之。

一金式歩

右者縁山御墓所例月立花及拝席敷物世話料并盆暮兩度家来江錢式百文宛与之。残り候者路頭之貧

人江可分施候。

一金三兩

右為御菩提、他之仏像破壊之修復、或ハ建立寺^江寄附、或ハ極貧修学之僧等^江分施可有之候。尤可有其評事。

一 金三兩

右御位牌所積金^江可加入事。

都合金四拾兩、但シ所費者積金^江可出之。且又若利足御下ケ金多少有之候者、可任其評之示談候。

⑩ 一御向月忌日及御年回者不及申、常日共理事之供養可為如法修行事。

但 勤行之式、香燭等之常則者勿論也。每朝大經・觀經四分卷宛順誦誦、每夕小經或ハ戒經礼誦礼仏等可任時宜。仏前勤行畢而施食会可修行之。御祥月逮夜者中官香一炷已上別時念仏可有相続候。自余之修行者可為銘々之至誠候。

⑪ 一御年回供養之儀者、随宜營修可有之候。御位牌所雜費者則積金^江可出之事。

⑫ 一御位牌所附聖教、如別目錄、當時闕本無之候。已來共當時太切ニ護持仕、若相損候者加修補、年々虫干之節樟惱入替可申候。雜費之儀者積金^江可出之事。

⑬ 一御位牌所附伝持物太切ニ令護持之。每夏虫干之砌、樟惱入替之、如目錄損失無之様心配可有之候。所費之儀者積金^江可出之事。

⑭ 一自然御法孫之内縁山学席御供養僧及中絶等之儀有之候者、早速相談、法類寺令下向、規約を以無私情可執斗之候。仍而規約等御役所^江相納、則写三ヶ所ニ有之候。其節万一御位牌他^江相預ケ候共、御供養料金五百兩之利足、每歲配分聊不可有相違候。猶又御位牌所相続金取斗、別而可為嚴密事。但 参府之雜費者牌所積金^江可出之候。

前条之通、今般御法類方共談之上令規定候。後來御法脈之衆徒不可有改變候。仍而連印如件。

京樋口

善導寺

諦誉上人弟子 周卓（印）

江州水口

大徳寺

同 周恕（印）

江州八幡

正福寺

迎誉周察弟子 周弁（印）

縁山三嶋中谷

忍誉天問弟子 諦問

諦問寮

天琳

※へは割書を示す。

第二節 規約の内容

まずこの「規約」が何を目的としているのかみてみよう。①には誠誉周天・諦誉周益、そして誠誉周天の「法脈

増上寺学寮「無為窟」で学ぶ人びと

師僧・父母等各霊」、及び前年亡くなった忍誉天問の位牌を立てて「永年可有御供養相続」きことが目的であり、それ以下で細々としたことが定められている。

次に全一四箇条の内容をみていこう。①周天・周益・周天の師僧と両親、そして天問の供養を永続していくこと、また周天・周益の遺した聖教類は学寮を引き継いだ法系の僧が管理すること。②天問が遺した位牌付金は千四百七十両あり、それらを運用して増やしていくことが大事であること。この資金はもともと周益が遺したものを天問が引き継いだものである。③その運用方法は諸大名への貸付金とすること。④周益弟子の周卓がいる京樋口善導寺に周益の位牌を納めること。京都に弟子を置いたのは、京都大雲院にある周天の両親の墓が無縁にならないようにと周益の遺志だった。⑤周益弟子の周恕がいる近江水口大徳寺に周益の位牌を置くこと。周益は病気の嫡弟周音の代わりに周恕を後継者にと考えていたが、大徳寺の後継者がいなくなるので、やむなく周恕は帰国した。周益は師匠がいた常福寺に位牌金として寄附をしているので、周恕も周益の遺産として受けた百両の内五十両を周益のいた東漸寺に寄附した。そういう因縁があるから周益の位牌を置くのである。⑥近江八幡正福寺は、周益弟子の周察が長く住職をして、その法系が相続しており、また天問が剃髪した場所でもあり、因縁深い寺であるので周益の位牌を納めること。⑦増上寺の位牌所（調真室）と右の三ヶ寺は因縁の寺なので、後にたとえ無為窟の法系とは違う人が住職をしても、法類の契約をして、その弟子が増上寺に入寺して、相応しい人がいたら、よく話し合った上で学寮を相続するように。もし法類の盟約を結びたくないという場合は位牌を他に移すこと。また周天が剃髪した下鳥羽法伝寺と周益の剃髪した但馬欣浄寺には、供養金と位牌を納めた。ただいまは法系にはないが、因縁の寺なので、その弟子が入寺したらそのことを心得るように。⑧五百両を四ヶ所に安置した位牌の永代供養料として増上寺役所に上納すること。この五百両の内、四百両は周益の遺産、百両は天問の遺産である。⑨五百両を増上寺役所に預け

表② 周卓・周恕・周察等弟子学寮一覧

地名	寺院	師匠	弟子の学寮					
			天悶 1人	貞巖 1人				
京二条	善導寺	周卓	天悶 1人	貞巖 1人				
近江水口	大徳寺	周恕	周卓 1人	天悶 1人	観暢 1人			
近江八幡	正福寺	周察	周益 2人	周瑞 1人				
		周弁	聖道 1人	仁城 2人	顕理 1人	諦真 2人	周卓 1人	天悶 3人

運用してもらい、その利金四十両を増上寺・善導寺・大徳寺・正福寺等に分配すること。⑩・⑪毎日・命日・年回等の供養は適切に行うこと。⑫・⑬聖教や伝持物は大切に守ること。⑭もし法系の者が増上寺学寮での供養を途絶えさせた場合には、早速相談し、法類寺が江戸に下向し、規約通りに対処すること。以上の十四ヶ条が善導寺周卓・大徳寺周恕・正福寺周弁と増上寺学寮の諦悶・天琳との連署で定められた。

ここからは、学寮に関係する「法孫」等が師匠の菩提を弔うために弟子たちが離れていても連携していることが伺える。第一章でみたように、周卓・周恕と周察は、周益と兄弟弟子だが、ここでは「先師上人御法弟迎誉周察和尚」とあるので、周天亡き後、周察は周益の弟子となったようだ。その周察も亡くなっていて、後継者である周弁が署判している。

この史料からは、周益の師匠周天に対する追善の思いで弟子の周卓を京都に置いた事例や、後継者と目されながら出身寺院にやむなく戻った周恕の事例など興味深い事実が知られる。周卓や周恕は『縁山志』の法系図には出てこないが、増上寺を離れた後も互いに連絡を取り合っていたことがわかる。また実際には周益の兄弟弟子である周察の弟子とも関係を保っていたことになり、強固な結びつきが知られる。

ここで善導寺周卓・大徳寺周恕・正福寺周察の弟子がどの学寮に入っていたかを『入寺帳』から確認してみると、表②のようにほとんどが無為窟に関係している。周察の弟子周弁の弟子も参考のため掲載している。このうち観暢は無為窟の法系に連なることが

確認できないが、『入寺帳』で観暢の琳岡への隨身が確認できる。また聖道は正福寺出身者であるし、仁城は寮坊主として受け入れた十五名のち、十二名は周瑞の隨身から帰山・他山した所化で、残り三名は正福寺出身者である。また仁城の弟子を諦真と天岡が寮坊主として受け入れていることをみると、仁城も無為窟と深い関係にあったと考えてよいだろう。

このように無為窟出身者は、全てではないが増上寺の無為窟関係学寮に弟子入りさせていることが確認できた。他の寺院でもこうしたことが確認できるかどうかは、今後の課題である。

この他この「規約」からは「法脈上人行状記」にみえない周益の弟子が存在したことがわかる。それは周音と義鳳である。第五条目に「御嫡弟宣誉周音病身二付、大徳寺一代嘆誉義鳳在寮之節、始終御嫡弟之御盟約有之」とあるように、周音は元来周益の「嫡弟」であった。しかし病気のためにその座を義鳳に譲ることになったというのである。『入寺帳』でそのことを確認してみると、周音は延享三年（一七四六）二月二十六日、周益の弟子として十五歳で入寺している。当然寮坊主は周益である。大善寺に追隨身する時期もあったが、再び周益の学寮に戻り、明和二年（一七六五）六月十一日病身のため消帳されている。

そこで次の後継者となったのが義鳳であった。義鳳は『入寺帳』によると、延享元年（一七四四）十二月二十二日、大徳寺桃誉義厚の弟子であった義鳳は、増上寺住職尊誉了般の似我弟子として十五歳で入寺し、周益の学寮に入った。『入寺帳』では宝暦十年（一七六〇）五月十八日、周琳のいる結城弘経寺追隨身したとあるが、知恩院『日鑑』では、宝暦六年（一七五六）十月四日に大徳寺住職に任命され、「大徳寺来由開基歴代伝記」⁽¹²⁾でも同日の任命、同月十日の入院となっているので、『入寺帳』の追隨身の記事はこれと矛盾するので、いまは採らない。

義鳳は周益の後継者の「盟約」があったけれども、「法系之断絶二付、無抛彼寺江住務。勿論暫住務約之处、無

余儀子細有之永住」とあるように、義鳳がこのまま学僧としての道を進むと大徳寺の法系が断絶するので、仕方なく大徳寺にしばらくという約束で戻ったらそれが永住することになったというのである。このことは『入寺帳』にも『日鑑』にも記されていない。義鳳にもいろいろな葛藤があったことであろう。そして最終的に周益の後継者となったのは、宝暦五年に入寺した天問であった。

第三節 周益遺産のゆくえ

この「規約」は先師の供養についての取り決めと同時に、その供養が未来永劫継続するために必要な資金をどう捻出するか、つまり基金となる無為窟の財産をどのように運用・分配するかを取り決めたものであった。

二条目で、周天・周益の法系が繁盛することが亡き天問の遺言であり、後継者は両上人に近い人の中から相応しい人を相談の上で決めることや、学寮の資金は、天問が遺した千四百七十両を別に定める規則通りに増やして、法系が続いていくようにすることが求められた。しかし全てを天問が残したというわけではなく、大半は周益が遺したものだという。しかもそのお金には「年賦・月賦・休息金」が記された「別帳」があるので、この時点以前からすでに運用されているようだ。そして今後の運用先は三条目で、「諸侯」つまり諸大名に貸し付けて、寺社・町人・法脈の僧に貸し付けてはならないと規定されていた。

五条目では、周恕が増上寺から大徳寺に戻って住職に就任した際、百両を明和八年（一七七二）に亡くなった周益の遺産から与えられたことが記される。周恕が住職になったのは『入寺帳』によると安永六年（一七七七）のことであった。周恕は周益等の例になぞらえて、そこから五十両を周益が住した小金東漸寺に寄附している。また六条目では、金額は不明だが、正福寺に「天問遺財」から寄附すること、七条目では、金額は不明であるが、周天出

単位：両

表③ 500両利息分配先一覧

	分配額	分配先	適用
1	12.5	増上寺調真室	供養料
2	3	増上寺調真室	同庵衆への回願料
3	0.5	増上寺調真室	お墓花清掃料など
4	3	増上寺	仏像修理・極貧修学僧への分施など
5	3	増上寺	積立金
6	7.5	善導寺	供養料
7	7.5	大徳寺	供養料
8	2.5	正福寺	供養料
9	0.25	常福寺	供養料
10	0.25	東漸寺	供養料
合計	40		

身の法伝寺と、周益出身の欣浄寺にも供養のために寄附することが記された。

八条目以降が重要である。五百両を増上寺役所に預けて運用してもらい、その運用益を善導寺・大徳寺・正福寺・増上寺の四ヶ所での永代供養料に当てることとしている。実際増上寺では天明八年三月二十二日に諦問宛に、「五百両永納」のうちの百両分の受領証を発行している⁽¹³⁾。この五百両の内訳は、四百両が周益の遺産、百両は天問の遺産であった。したがって千四百七十両のうちの五百両と考えられよう。この五百両の利息が年間四十両だというから、年利八%で運用することになっていた。そしてこの四十両を表③のように

位牌の安置場所に配分することになった。調真室は増上寺内で位牌を安置した場所である。同庵衆への三両は毎月の供養をした個人への布施である。ここでは墓所の維持費も規定されていた。ここまでは周天・周益に対する供養のための支出であるが、増上寺への計六両は、菩提の為という名目ではあるが、仏像の修理や極貧修学僧への支給など、より広い目的のための基金のような位置づけになっている。

その他年回法要の雑費や、聖教類や伝持物の虫干しの際の費用、そして増上寺での法類が途絶えた際には、他の

法類が江戸に下向して対応し、その下向費用も積立金から支出することが定められた。

周益・天阿の遺産は千四百七十両あった。これが多いのか少ないのかは比較対象がないのでわからない。ただ「増上寺文化財目録」の「証文」の項をみると、百両単位で大名貸しをしていることがわかる。⁽¹⁴⁾その資金の一部に学寮の財産が使われていたのである。

おわりに

文政二年（一八一九）に撰門が作成した法系図で「当主」とされている周静と八幡正福寺について述べておわりとしたい。周静は、三河岡崎大樹寺の「御当山世代記」⁽¹⁵⁾によると、天保八年（一八三七）に小金東漸寺に、同十年九月二日に大樹寺に移り、弘化三年（一八四五）一月八日に亡くなっている。法名は「四十六世心蓮社安誉上人精阿無生周静大和尚」で、周静の説明に「安誉上人ハ近江八幡町正福寺ノ弟子ニテ、生存中正福寺並八幡町本宗門中寺院へ祠堂金寄附アリタル由ヲ伝聞ス」とあるように、周静も近江国八幡正福寺の出身であった。

周静の入寺記録は、残念ながら『入寺帳』からは確認できないので、入寺の時期も師匠の名前もわからない。ただ周静の寮坊主の活動としては、天保三年から六年までの間に十四名の入寺者を迎えていることが確認できる。そのうち正福寺から二名、大徳寺から一名、善導寺から一名、そして直弟二名をその学寮に迎えていた。また天保八年に周静とともに東漸寺に入った隨身は、周静が大樹寺に移る際、六名が増上寺に帰山しているが、その全てが忍静の学寮に入っている。忍静の寮坊主としての活動は天保九年（一八三八）から十二年までで、周静と入れ替わりなので、周静の後継者である可能性は高い。名前に「静」が共通することもその推測を後押しする。また弘化二年

(一八四五) から安政四年(一八五七)まで活動が確認できる真静は、正福寺からの弟子を多く受け入れているので、彼が忍静の後継者であろう。

このように無為窟は正福寺との関係が非常に強いといえる。法系図のなかでいえば、天問、諦問、周静は正福寺の出身であった。表④の弟子入寺一覧をみても、正福寺出身の所化は無為窟と関係する人が非常に多い。例えば、周察の弟子の周弁は、入寺記録がないので不明であるが、その次の弁教は明和五年(一七六八)十一月十二日に正福寺出身の聖道の学寮に入っている。さらに知恩院所蔵「諸寺院弟子御目見」⁽¹⁶⁾によると、天明三年(一七八三)四月十二日の御目見の際の学寮は同じく正福寺出身の天問であった。その次の周哲も『入寺帳』によれば、安永八年(一七七九)一月二十九日に天問寮に入っている。

一方、正福寺と比べると大徳寺と善導寺は無為窟とのつながりが徐々に薄くなってきているようである。「法脈上行状記」以降幕末に向けて大徳寺と無為窟の関係を示す史料は大徳寺には残されていない。「諸寺院弟子御目見」によると、寛政十三年(一八〇一)一月二十七日、周堂の後継者として周雄が知恩院で御目見を果たしているが、ここには「師匠江不孝二付、惣旦那不帰依在二付、消帳願聞済。文化二卯年七月廿四日且中両人登山」と書き込みがあり、後継者の地位を剥奪されたことがわかる。代わって後継者になったのは明巖であった。彼は寛政六年十月五日に東漸寺に入寺し、その後霊山寺に移った、無為窟とは無縁な人物で、明巖は不測の出来事によって住職となつたのである。大徳寺では無為窟は後継者が学ぶべき場所で、それ以外の弟子は他の檀林に入っていたのかもしれない。

大徳寺文書から、大徳寺が無為窟という特定の学寮と深いつながりを持っていたことがわかったが、大徳寺以上に正福寺との関係が深いことがわかった。現状では正福寺の調査はできていないが、今後の課題としたい。また他

の学寮についても同様の史料がないか搜索が必要である。そのためには送り出す側の寺院の調査が欠かせない。そうすることで本稿で取り上げたような、いわゆる「高僧」でない、普通の僧の事績が明らかになり、これまで光の当たらなかつた部分に焦点を当てることができるだろう。

〔付記〕本稿執筆にあたり大本山増上寺ご当局には原本調査で大変お世話になりました。記してお礼申し上げます。また本稿は平成三十年・令和元年浄土宗教学院研究助成による研究成果の一部です。

註

(1) 「大徳寺文書」はかつて水口町が調査をして『近江国水口大徳寺文書目録』（水口町立歴史民俗資料館、一九九三）が刊行されている。その後平成の大合併で甲賀市が誕生し、『甲賀市史』編纂の過程で再調査され、目録も作成された。ここで示している文書番号はそのときのものである。

(2) 知恩院の甲賀郡内門中については、拙稿「近江国甲賀郡内の知恩院門中について」（『歴史文化研究』六、二〇一七）参照のこと。

(3) 『増上寺史料集』付巻増上寺文化財目録（増上寺史料編纂所、一九八三）。

(4) 長谷川匡俊『近世浄土宗・時宗檀林史の研究』（法藏館、二〇二〇年）。増上寺『入寺帳』に関する研究は第二部第一章「増上寺所蔵『入寺帳』と修学者数の動向」。初出は一九八二〜一九八四年。

(5) 梶井一暁「浄土宗関東檀林における修学僧の入寺・修学動向―増上寺『入寺帳』の分析から―」（『広島大学教育学部紀要 第一部 教育学』四八、一九九八）。

- (6) 阿川雅俊 『増上寺入寺帳データベース』 (浄土宗大本山増上寺、二〇一七)。
- (7) 大島泰信 『浄土宗史』 (『浄土宗全書』第二十卷、一七四頁)。
- (8) 撰門 『三縁寺志』 (『浄土宗全書』第十九卷四一三頁)。
- (9) 「大徳寺文書」 一二九。
- (10) 『浄土宗全書』第十九卷四四三頁。
- (11) 「大徳寺文書」 五〇。
- (12) 「大徳寺文書」 一八六。
- (13) 宇高良哲編 『増上寺日鑑』第六卷 (文化書院、二〇〇八) 天明八年三月二十二日条。
- (14) 増上寺史料編纂所編 『増上寺史料集附卷』 (大本山増上寺、続群書類従完成会、一九八三) 一七〇頁以降。
- (15) 「御当山世代記」 (岡崎市史料叢書編集委員会編 『大樹寺文書』上、岡崎市、二〇一四年)。
- (16) 知恩院所蔵 『諸寺院弟子御目見』 (文書番号二一一三—B—二七)。

表④ 正福寺・大徳寺・善導寺弟子入寺者一覧(出典：増上寺『入寺帳』)
近江国八幡正福寺

通番	冊	年月日	入寺方法	師弟関係	似我弟子	初入寺年齢	寮	指南	本名	入寺帳 僧名	改名	履歴
1	7	宝暦5年(1755) 1月11日	極新来	迎普周察 弟子		15	周益	円海		周慈		①明和三戊(1766)五月四日小金東漸寺周益和尚江隨身。月番満空(印) ②明和八卯年(1771)正月十九日帰山。月番感靈(印) ③安永三年(1774)八月五日病身消帳。月番聖道(印)
2	7	宝暦5年(1755) 1月12日	極新来	迎普周察 弟子		15	周瑞	円秀		湖観	宝蔵	①宝暦十二年(1762)三月廿三日寮主周瑞直弟改名共御免。月番知覚(印) (写真8-2～5付箋1-3) 【①宝暦十二年(1762)三月廿三日頌義部八年湖観。寮主周瑞直弟改名共御免。令下沈。本座消帳。月番知覚(印)。 ②明和八卯(1771)□□□□往生消帳。月番智堂(印)。 宝蔵。謫□□(下カ)】
3	8	宝暦11年(1761) 11月14日	極新来	迎普周察 弟子	周益入月 行事似我 入寺	15	周益	忠敵		法道		明和三戊(1766)五月四日東漸寺周益和尚江隨身。月番満空(印)
4	8	宝暦11年(1761) 12月18日	他山	迎普周察 弟子		19	良観	周瑞		紀察		①明和七寅年(1770)三月七日浅草幡随院暢普周瑞和尚江追隨身。月番靈忠(印) ②明和七寅年(1770)九月廿六日帰山御免。月番妙瑞(印) ③安永三年(1774)四月二日国元成就消帳。月番智堂(印)
5	8	宝暦11年(1761) 12月18日	帰山	宣普順栄 弟子		15	良観	周益	林道	聖道		宝暦三酉年(1753)四月三日館林善導寺真海和尚江隨身。 ②今日從瓜連常福寺帰山
6	9	明和元年(1764) 10月26日	他山	樂普周誠 弟子		?	周益	的山		真岡		①明和三戊(1766)五月四日東漸寺周益和尚工隨身。月番満空(印) ②明和八卯(1771)七月二日帰山御免。月番定説(印) ③安永七戌年(1778)二月廿日結城弘経寺仰普聖道和尚工隨身。月番周仁(印)

7	10	明和4年(1767) 9月10日	極新来	槃普周誠 弟子	聖道入一 文字似我 入寺	15	聖道	良門		周的		天明三卯(1783)七月廿二日飯沼弘經寺妙瑞和尚工追隨身。月番円隆(印)
8	10	明和5年(1768) 11月12日	極新来	靜普周弁 弟子	良源院晃 道伴頭識 似我弟子 入寺	15	聖道	周仁		弁教		天明四辰年(1784)十一月廿一日国元成就消帳。月番了回(印)
9	11	明和7年(1770) 1月11日	極新来	靜普周弁 弟子		18	仁城	周仁		但道		安永七戌(1778)十二月十八日川越蓮馨寺周仁和尚江江追隨身。月番了海(印)
10	11	明和7年(1770) 9月26日	帰山	迎普周察 弟子		19	仁城	周仁		純察		①明和七寅年(1770)三月七日幡随院暢普周瑞和尚工追隨身。 ②今日帰山 ③安永三年(1774)四月二日国元成就消帳。月番智堂(印)
11	11	明和7年(1770) 11月26日	極新来	靜普周弁 弟子	興玄和尚 字頭成似 我入寺	19	仁城	興玄		弁察		天明四辰(1784)三月廿七日東漸寺泰續和尚工隨身。月番蓮碩(印)
12	11	明和8年(1771) 1月19日	帰山	迎普周察 弟子		15	仁城	了因		周慈		①明和三戌(1766)五月四日小金東漸寺周益和尚江江隨身。 ②今日帰山 ③安永三年(1774)八月五日病身消帳。月番聖道(印)
13	12	明和9年(1772) 1月11日	極新来	靜普周弁 弟子		15	顯理	聖道		慈専		①安永七戌年(1778)九月十五日結城弘經寺仰普聖道和尚追隨身。月番弁岡(印) ②天明元丑年(1781)六月十五日帰山。月番靈伝(印) ③寛政四壬子年(1792)四月二日国元成就消帳。月番本立(印)
14	12	安永3年(1774) 1月11日	極新来	靜普周弁 弟子		15	諦真	因静		随学		天明三卯年(1783)九月二日川越蓮馨寺周仁和尚江江(追隨身)。月番枯水(印)
15	13	安永4年(1775) 11月〇日	極新来	靜普周弁 弟子	靈伝当未 年寮主職 似我弟子 入寺	16	諦真	靈伝		周学	詰問	天明二寅年(1782)二月十一日寮主天問直弟直。詰問卜改名共御免。三年下沈。本座消帳。月番了海(印) 【(写真14-4~7付箋XII) 「②享和二戌年(1802)十二月十五日四谷西迎寺成就消帳。月番察常(印)】

16	13	安永6年(1777) 4月16日	極新来	静誉周弁 弟子	聖道五人 以上似我 入寺	15	周卓	聖道		周志		天明元丑(1781)九月十二日川越蓮馨寺周仁和尚追隨身。 月番天淑(印)
17	14	安永8年(1779) 1月29日	極新来	静誉周弁 弟子		15	天岡	靈祐		周哲		寛政元酉(1789)十月二日病身消帳。月番法月(印)
18	15	安永10年(1781) 1月11日	極新来	静誉周弁 弟子		15	天岡	慈光		栄穩		享和三亥(1803)五月廿一日病身消帳。月番了翼(印)
19	15	天明元年(1781) 6月15日	帰山	静誉周弁 弟子		15	天岡	弁岡		慈専		①安永七戌年(1778)九月十五日結城弘経寺聖道和尚江追隨身 ②寛政四壬子年(1792)四月二日国元成就消帳。月番本立(印)
20	16	天明4年(1784) 1月11日	極新来	静誉周弁 弟子		15	天岡	祐蔽		周解		寛政七卯(1795)十一月十一日庵主祐闇直弟改。七年下沈。本座消帳。月番大演(印)
21	18	寛政6年(1794) 1月11日	極新来	澄誉弁教 弟子		15	琳岡	了敏		周慙	周雅	①寛政十年年(1798)九月廿五日庵主琳岡直弟改名共御免。月番頓肇(印) ②文化二丑(1805)正月十九引込切消帳。月番頭了(印)
22	19	寛政10年(1798) 10月2〇日	他山	微誉弁教 弟子		?	仙鶴	諦岡		周伝		寛政十二申(1800)十一月三日伝通院靈隣和尚江追隨身。月番貞道(印)
23	20	享和2年(1802) 1月11日	極新来	微誉弁教 弟子		15	仙鶴	琳岡		弁達		文化二丑(1805)十二月廿二日不見届消帳。月番了翼(印)
24	20	享和2年(1802) 5月4日	極新来	微誉弁教 弟子	円利大衆 頭成似我 入寺	15	仙鶴	円利		聖蔽	諦玄	①文化十四年(1813)九月朔日思召改名。諦玄卜御免。月番岱常(印) ②文政元寅(1818)十一月十九日(結城)弘経寺琳岡和尚江追隨身。月番見外(印)
25	20	享和3年(1803) 5月1〇日	極新来	才誉周哲 弟子	充海学頭 成似我入 寺	15	仙鶴	充海		弁了		文政元寅年(1818)六月十一日国成消帳。月番香堂(印)
26	23	天保3年(1832) 1月11日	極新来	念誉周遵 弟子		15	周静	敏瞳		周玉		嘉永四亥(1851)三月四日御当地本所浄真寺住。言ヨ周玉与指藏城証
27	23	天保3年(1832) 1月11日	極新来	念誉周遵 弟子		15	周静	覚心		周伯	周舍	嘉永六丑年(1853)正月三日江州蒲生郡八幡正福寺住。光ヨ周舍卜指察藏証之

28	24	天保9年(1838) 4月9日	極新来	觀善良察 弟子		15	忍静	隆道		良現		①天保八酉年(1837)十一月十一日小金東漸寺安善周静和尚江隨身。 ②同年(1837)十二月十日於彼山同声一字周專卜改名。十年下沈。 ③今日帰山
29	24	天保11年(1840) 2月29日	帰山	英善周伝 弟子		?	忍静	密善		周專		①天保二卯年(1831)九月十一日庵主周静直弟二改。八 年下沈。瑞岡卜改名 ②同(天保)八酉年(1837)十一月十一日小金東漸寺安 周静和尚江隨身。 ③同十亥年(1839)十一月十一日於彼山檀察卜改名。 ④今日帰山
30	24	天保11年(1840) 9月16日	帰山	英三周伝 弟子	実興入一 文字為似 我入寺	?	忍静	密善	周暢・前 名瑞岡	檀察		①天保四巳年(1833)十二月十四日坊善大僧正御代庵主 周静直弟改。九年下沈。的転卜改名 ②天保八酉年(1837)十一月小金東漸寺安善周静和尚工 隨身。 ③同十子年(1840)十一月七日敬善宝徒和尚代。於彼 山上座差合五年下沈祐蔵卜改名 ④同(天保十子)年(1840)十一月廿五日結城弘経寺洞善 聖達和尚工追隨身。 ⑤今日帰山
31	25	天保12年(1841) 11月12日	帰山	英善周伝 弟子		?	忍静	存徴	不明・前 名の転	祐蔵		
32	26	弘化3年(1846) 1月11日	極新来	順善周洞 弟子		15	真静	密道		順洞		安政六未年(1859)正月晦日帳面寺号住。順添三順洞与 指密順証之
33	27	安政3年(1856) 5月26日	他山	光三周合 弟子		?	真静	円酬		周存		慶応四辰年(1868)七月七日江州八幡町正福寺住。貫善 周存与指賢禪証之
34	29	安政3年(1856) 10月28日	他山	順善周洞 弟子		20	真静	不忘		周達		今日他山。
35	29	安政4年(1857) 9月21日	極新来	界善洞泉 弟子		15	真静	正禪		周道		明治三午年(1870)二月十四日江州八幡町正福寺住、温 善靈寿与、指龍顯証之。

近江国水口大徳寺

通番	冊	年月日	入寺方法	師弟関係	似我弟子	初入寺年齢	寮	指南	本名	入寺帳 僧名	改名	履歴
1	5	延享元年(1744) 12月22日	極新来	桃誉義厚 弟子	尊誉大僧 正似我御 弟子	15	周益	念潮		義鳳		宝暦十辰(1760)五月十八日結城弘経寺最誉周琳和尚江追隨身。月番知覚(印)
2	8	宝暦9年(1759) 1月11日	極新来	嘆誉義鳳 弟子		15	周益	忠蔽		義桐	周恕	①明和三戌(1766)五月四日東漸寺周益和尚江隨身。月番滿空(印) ②明和八卯年(1771)七月二日帰山。於彼山改名。月番定説(印) ③安永六酉年(1777)十二月二日国元成就消帳。月番弁固(印)】
3	9	明和2年(1765) 1月11日	極新来	嘆誉義鳳 弟子	巖洲縁輪 二而骨頰 二臘役似 我入寺	15	周益	信惠		嘆竜		安永十丑(1781)三月五日結城弘経寺仰誉聖道和尚江追隨身。月番靈長(印)
4	11	明和6年(1769) 7月26日	極新来	嘆誉義鳳 弟子		15	潮瑞	天随		梅順		天明三卯(1783)八月十六日不見届消帳。月番秦嶺(印)
5	11	明和7年(1770) 1月11日	極新来	嘆誉義鳳 弟子		15	良門	聖道		嘆罔		天明四辰(1784)四月二日命終消帳。月番智蔵(印)
6	11	明和7年(1770) 1月11日	極新来	嘆誉義鳳 弟子		15	良門	俊靈		吞洲	察鳳	安永四未年(1775)九月廿二日頰義部六年寮主周卓直弟改名共二御免。一年下沈。本席消帳。月番善住(印) 【写真62～64付箋1)】 ①安永四未年(1775)九月廿二日頰義部六年吞洲。一年令下沈。当山所化周卓直弟改名共二御免。本座消帳。寮周卓指諦真。月番善住。察鳳。了欽上。 ②安永九子年(1780)□□□(11月)□□江戸崎大念寺天随和尚追隨身。月番隆尹(印)】
7	13	安永6年(1777) 11月25日	極新来	潮誉周堂 弟子	聖道二臘 成似我入 寺	15	周卓	聖道		周仙		天明三卯(1783)十一月十一日靈山寺西誉鸞山和尚江追隨身。月番智蔵(印)

8	16	天明4年(1784) 7月6日	極新来	明善周堂 弟子		15	天岡	觀善		周雄	周旭	
9	20	寛政13年(1801) 1月11日	極新来	明善周堂 弟子	察常当酉 年役中似 我入寺	15	觀暢	察常		量順		文化十一年(1814)七月廿一日結城弘經寺琳留和尚江隨身。月番説玄(印)
10	23	天保4年(1833) 10月11日	極新来	性善周顯 弟子		15	周靜	春我		周鳳		弘化四末年(1847)正月廿日京四条寺町大雲院住。澄善信嚴卜東漸寺学天和尚証之
11	25	天保12年(1841) 11月12日	帰山	章善周康 弟子		?	忍靜	存微	周的	栄琳		①天保八年酉(1837)十一月小金東漸寺安善周静和尚工隨身。 ②同(天保)十一年(1840)十一月十一日敬善宝從和尚代於彼山上座差合五年下沈栄琳卜改名 ③同(天保十一年)年(1840)十一月廿五日結城弘經寺洞善聖達和尚隨身。 ④今日帰山

京樋口善導寺

通番	冊	年月日	入寺方法	師弟關係	似我弟子	初入寺年齡	寮	指南	本名	入寺帳 僧名	改名	履歴
1	16	天明4年(1784) 1月11日	極新来	讚善周卓 弟子		15	天岡	恭禅		円嶺		寛政七卯年(1795)十一月朔日引込切成就消帳。月番大演(印)
2	16	天明7年(1787) 1月11日	極新来	讚善周卓 弟子		15	貞嚴	実嚴		卓天		享和元酉年(1801)十月廿一日国元成就消帳。月番貞道(印)
3	23	天保5年(1834) 3月2日	極新来	沢善琳戒 弟子		15	周静	隆海		沢心	周麟	嘉永三戌年(1850)正月廿九日撰州津川村昌林寺住。惣ヨ周麟卜指定信証之
4	24	天保9年(1838) 8月4日	極新来	沢善琳戒 弟子		15	孝賢	密善		等琳		
5	25	天保12年(1841) 1月11日	極新来	口善琳戒 弟子		15	孝賢	義純		貞琳	大琳	嘉永六丑年(1853)三月七日帳面寺号。亮ヨ大琳卜指密童証之
6	27	嘉永6年(1853) 1月11日	極新来	沢ヨ琳誠 弟子		15	円純	察彦		等誠		